

令和 6 年度 生徒指導規程

令和6年度 東広島市立八本松中学校
生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、東広島市立八本松中学校で教育を受ける生徒の人格の完成と健やかな成長を願い、義務教育修了までの見通しを持った指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

（目的）

第1条 この規程は、東広島市立八本松中学校の学校教育目標である「文武一体『力ある人間』の育成」を達成するためのものである。

生徒の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

（登下校）

第2条 登下校については、自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。

（1）徒歩通学

歩道のマナーを守り通学路を通る。

※教育センター前の三叉路は必ず地下道を通行する。

※八本松駅前から通学する生徒は、野球場のバックネット裏の地下道を通行し、必ず体育館横を通行する。

（2）自転車通学

①自転車通学許可ルールにしたがい安全に留意して通学路を通る。

②詳細については、自転車通学規則を遵守する。

※登下校時は、寄り道をせず、安全のため決められた通学路を往復する。寄り道をする特別な事情がある場合は、担任等の許可を受ける。

（登校・遅刻・欠席・早退・外出・下校）

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出・下校については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

（1）始業時刻は、8時10分とする。

（2）欠席の場合、7時50分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。

（3）遅刻の場合、7時50分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業教室に行く。

（4）あらかじめ早退することがわかる場合、保護者が早退の理由、時間を「生活のしおり」の諸届欄に記入し押印のうえ担任に提出する。

（5）登校したら、原則校外には出ない。特別な理由がある時は、職員室に連絡し許可を得る。

（頭髮）

第4条 頭髮については、次のことを指導する。

（1）安全性や機能性、衛生面に考慮し、学習の妨げにならない髪型にする。

（2）不自然な髪型（パーマ・アシンメトリー・ツーブロックなどの部分的なカットや極端にすいたカット、剃りこみ等）をしない。

（3）脱色、髪染め等をしない。また、髪には何もつけない。（整髪料等）

（4）前髪は目にかからない。（目にかかる場合はピンでとめる。）肩にかかる場合は、ヘルメットや帽子の着脱の邪魔にならない高さで1つまたは2つにゴムで束ねる。（ゴムの色は黒・紺・茶）下を向いて顔にかかる髪は、耳に掛けるかピンでとめる。（ピンは、必要な数だけ使用する）ピンはアメリカピンかパッチンピンでとめること。（色は黒・紺・茶）

（5）保健上等の都合で上記の規程にできない場合は、保護者を通して担任に届け出て、相談すること。

（化粧・装飾・装身具・不要物）

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

（1）化粧類（口紅、マスカラ、アイプチ等）をし

ない。

- (2) 身体への装飾（マニキュア等）や装身具（ピアス、ネックレス等）をしない。
- (3) 眉毛は不自然な形（極端に細いまたは短い等）にしない。また、まつ毛の加工をしない。
- (4) 薬用リップクリームや薬用日焼け止め、薬用ハンドクリームは、無色、無香料のものを使用する。また、制汗シートも同様とし、ごみは各自で持って帰ること。
- (5) 保健上等の都合で上記の規程にできない場合は、保護者を通して担任に届け出て、相談すること。
- (6) 携帯電話や情報通信機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品、お菓子、カッターナイフ等危険物、その他学校での学習活動に必要でないものは持参しない。
- (7) 違反があった場合、学校で預かり、保護者に返す。また、特別な指導を行う場合がある。

（持ち物・身なり等）

第6条 服装等、身なりについては、次のことを指導する。

校内外の学習活動及び登下校（休業日を含む）は、学校が定める制服、体操服、部活動で指定されたものを正しく着用する。休日や忘れ物を取りに来る場合も制服または本校指定体操服を着用する。

(1) 学生服

学生服は学校指定のものを着用する。

【夏季】ポロシャツ・ズボン・スカート

【冬季】制服・カッター・ズボン・スカート

- ① 上記の期間以外については、学校で定められた制服を着用する。
- ② 冬季に限り、制服の下に体温調整のため、セーターやベスト、タイツ（ベージュ、黒）の着用を可とする。
- ③ スカート丈は膝が完全に隠れる長さとする。
- ④ カッターシャツ、ポロシャツの下には、衛生面等を考慮しアンダーシャツを着用する。ただし、アンダーシャツは無地の白、薄橙色、黒、紺、グレーに限る。
- ⑤ アンダーシャツの代わりとして体操服やT

シャツを着ない。

- ⑥ ズボンを着用する際は、ベルトを着用し、色は黒または紺に限る。また、ベルト全体に金具などの装飾のないものを使用する。

(2) 靴下

- ① 学校指定のものを使用する。もしくは無地（ワンポイント可）の白もしくは黒のものを代用として使用することを可とする。
- ③ 部活動については、各部で許可された靴下を使用してもよい。

(3) 通学靴

- ① 白一色の運動靴（ひも靴）を使用する。
- ② かかとの部分に必ず記名をする。
- ③ 降雨・降雪時には白又は黒のゴム長靴を使用してもよい。

(4) 上履き・体育館シューズ

- ① 学校指定のものを使用する。
- ② 上履きは、甲の部分に、体育館シューズは、かかとの部分に必ず記名をする。

(5) 名札

- ① 名札の定位置は左胸のポケットとする。

(6) セーター・ベスト

- ① 上着の下にVネックのものを着用してよい。色は、白・黒・紺・茶・灰色など、質素な色を選択する。

(7) 手袋・マフラー

- ① 冬季に手袋を着用してもよい。
- ② ウィンドブレーカー着用時のみネックウォーマー、マフラーの着用を可とする。ただし、校舎内では着用しない。なお、ネックウォーマーやマフラーを着用する際は、ウィンドブレーカーの中に入れて着用する。

(8) ウィンドブレーカー

- ① 学校指定のものを着用する。
- ② 通学時には、定められた期間、ウィンドブレーカーを着用する。冬服完全移行後は、登下校時にウィンドブレーカー（上）を着用する。
- ③ 職員室、学年室では着用しない。

(9) 体操服等

- ① 男女とも学校指定のものを着用する。
- ② 体育・部活動の服装は、指定体操服が原則。ただし、部活動着については、許可された練

習着を着用してもよい。

(10) 持ち物について

- ①自分の持ち物には記名をする。
- ②カバンは、学校指定バックを使用する。
- ③カバンに入りきらない場合は、学校指定サブバックを使用する。
- ④カバンや筆箱などの学用品に、装飾品（キーホルダー等）をつけない。
- ⑤飲み物として、水筒にお茶または水を入れ持参してもよい。水筒の代わりにペットボトルを持ってくることは許可しない。なお、部活動を休日に行う場合や長期休業日、遠征時については、顧問が把握したうえで、スポーツドリンクを持参してもよい。また、体育大会前についてもスポーツドリンクを持参してもよい。
- ⑥冬季のカイロ使用については、各自が責任を持って持参、使用してもよい。ただし、使い捨てカイロ等の処分は、各自家に持ち帰って行う。

（学校生活）

第7条 学校生活については、次のことを指導する。

(1) 学校生活全般

- ①集金などの金品は、登校後すぐに先生に預ける。
- ②所持品や現金を紛失した時には、すぐに先生に連絡する。
- ③体育の授業を見学するときには、「担任と教科担任」に見学届を提出する。

(2) 休憩時間

- ①校内放送は、静かに聞く。
- ②特別教室、準備室、体育館、クラブハウスには、無断で入らない。
- ③廊下等、校内を走らない。
- ④学校の施設や道具、草花や樹木を大切に使う。
- ⑤校舎内に取り付けられている次記の器具に、無断でさわらない。

※電気器具・防火器具・火災報知機・暖房器具・避難器具・ガス栓等

- ⑥整理整頓をする。（靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等）

(3) 部活動

- ①目的意識を持ち、積極的に部活動に参加する。
- ②活動開始時間や、下校時間を厳守する。
- ③部室は、部活動のためにだけ使用する。
※部活動時、個人の荷物は活動場所に持っていく。
- ④中間試験、期末試験の前3日間は、原則部活動は停止する。
- ⑤部活動を見学又は欠席する場合は、「担任と部活顧問の両者」の許可を受ける。
※「生活のしおり」の諸届欄に記入し押印のうえ提出する。
- ⑥休日・長期休業中、午後から引き続いて部活動がある場合、昼食や飲み物をとる場所については、各部活動顧問の先生の指導のもとでとる。
- ⑦服装については体育の授業の服装に準ずる。ただし、Tシャツは白のワンポイントで代用を可とする。

(4) その他

- ①学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に速やかに届け出る。破損については、原則、実費弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。
- ②卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校敷地内に入り、指導したにもかかわらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

本章の内容は、学校・家庭・関係機関と連携を取り指導する。同一指導を繰り返す生徒の場合、特別な指導を行う。

（校外の生活）

第8条 校外での生活については、次のことを指導する。

- (1) 生徒だけで、商業施設の立ち入り及び町外へ出かける等は、保護者の許可を得る。
- (2) 夜間は、遊びに行かない。また、生徒だけで19時以後、用のない限り外出をしない。
- (3) 生徒だけで娯楽施設（カラオケボックス、ゲ

ームセンター、ゲームコーナー、インターネットカフェ、ボーリング場、マンガ喫茶、ビデオ取扱店、映画館、バッティングセンター等）へは入店しない。

- (4) 生徒だけでの外泊や夜間徘徊を禁止する。
- (5) 本校・本市では、学校へのスマートフォン等の情報通信機器の持ち込みを原則禁止している。

（規程の施行）

この規程は、令和6年4月1日より施行する。